東京都福祉保健財団の今とこれからをお知らせする

ふりっし

vol. 15
平成30年2月

今号の内容

- 平成30年度から福祉サービス第三者評価の「組織マネジメント項目」が変わります …… 1
- 新刊書籍を発行しました！ …… 3
- 平成29年度　福祉用具・新製品展示説明会を開催します …… 4
- 受験資格の経過措置終了に伴い、平成30年度から受験資格要件が変わります！！ …… 4

特集　平成30年度から福祉サービス第三者評価の「組織マネジメント項目」が変わります

事業の概要

東京都の福祉サービス第三者評価は、利用者のサービスに対する意向や満足度を把握する「利用者調査」と、事業者の組織体としてのマネジメント力及び現在提供しているサービスの質がどのような状況にあるかを把握する「事業評価（組織マネジメント項目・サービス項目）」の2種類の手法を用いて実施しています。

『組織マネジメント項目』見直しの背景

事業開始以降、評価件数は年々増加（平成28年度実績は、2,970件）し、都民への情報提供及びサービスの質の向上を進め、利用者本位のサービスシステムの構築を促進してきました。

一方で、居宅系サービスでは受審率が伸び悩み、福祉サービスの現場では人材確保やリスクマネジメント等が課題となっています。

そこで、サービスの質の向上をより実感できる効果的・効率的な評価、また福祉サービス現場の課題解決により貢献できる評価制度とするため、財団に設置された東京都福祉サービス評価推進機構において、平成28・29年度の2か年度にわたり、組織マネジメント項目の見直しを行いました。

『組織マネジメント項目』見直し内容

❶現項目は、数が多く、表現が難解で、並び順が複雑であることから、マネジメントの流れを意識して核心を突いた評価ができるよう、カテゴリー構成の再編成、項目のスリム化を行いました。

❷取組成果の評価が不十分で、改善につなげにくいことから、取組の有効性の判断材料として職員自己評価を活用できるよう見直しました。

❸事業所自らが改善活動を確認できるよう、事業所の重要課題に対する目標設定、取組内容、結果の検証、次期事業活動や事業計画への反映といった、PDCAサイクルに沿った取組ができているか評価できるよう見直しました。

❹リスクマネジメントや人材確保・育成・定着に関する項目を充実化しました。

評価の流れ

東京都の第三者評価では、**全サービス共通となる組織マネジメント項目（次ページのカテゴリー1～5及び7に該当）**と、**サービス種別ごとに定められたサービス提供のプロセス項目（次ページのカテゴリー6に該当）**からなる共通評価項目を用いて、事業所の経営層及び全職員一人ひとりが、それぞれ**自己評価**を行います。そして、評価機関がそれらの「自己評価結果」と「利用者調査結果」を事前に分析したうえで、事業所の訪問調査を行い、最終的に評価結果全体をまとめます。

新しい『組織マネジメント項目』のポイント

❶項目の数を65項目から53項目へ**12項目減らし**スリムになりました。そして、組織の活動を、「基本方針・計画」に関わる部分と、その方向性に基づく「事業の円滑な実施」に関わる部分に大別し、マネジメントの流れが明確になるように**カテゴリーを再編成**しています。

❷職員全員が個別に行う自己評価を、経営層合議と同様に**詳細に行い**、経営層と職員の**自己評価結果の比較**を事業所の**取組の有効性を判断するうえで活用**し、評価します。

❸カテゴリー7では、事業所が課題に対しPDCAサイクルを実際に回すことができているか、前年度の具体例をもとに評価できる仕組みとなっており、**事業所が自らの活動を振り返る**ことができます。

❹カテゴリー4にBCPを含めたリスクマネジメントに関する項目を設定し、また、カテゴリー5にキャリアパスなどの人材確保・育成・定着に関する項目を入れるなど、**福祉業界共通の課題**についても、評価していきます。

新しい第三者評価の全体像

基本方針・計画

カテゴリー1　リーダーシップと意思決定
1 事業所が目指していることの実現

カテゴリー2　事業所を取り巻く環境の把握・活用及び計画の策定と実行
1 事業所を取り巻く環境に関する情報の把握・検討、課題の抽出
2 実践的な計画策定

事業の円滑な実施

カテゴリー3　経営における社会的責任
1 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことの明確化・達成
2 利用者の権利擁護
3 地域の福祉に役立つ取り組み

カテゴリー4　リスクマネジメント
1 リスクマネジメントの計画的な取り組み
2 事業所の情報管理

カテゴリー5　職員と組織の能力向上
1 事業所が目指している経営・サービスを実現する人材の確保・育成・定着
2 組織力の向上

カテゴリー6　サービス提供のプロセス
1 サービス情報の提供
2 サービスの開始・終了時の対応
3 個別状況に応じた計画策定・記録
4 サービスの実施
5 個人の尊厳の尊重
6 事業所業務の標準化

組織的な検証

カテゴリー7　重要課題に対する組織的な活動
1 重要課題に対する目標設定・取り組み・結果の検証・次期の事業活動等への反映

利用者の方へ

事業所の課題への取り組み状況がよくわかるようになりました。
ぜひ評価結果をご覧ください。

事業所の方へ

利用者の声を聞き、サービスの質の向上に常に取り組むために、第三者評価をぜひ活用してください。
従来の評価よりレベルアップしました。
ぜひチャレンジしてください。

まずは福ナビで検索！
福ナビ　検索
とうきょう福祉ナビゲーション　http://www.fukunavi.or.jp

福祉情報部　評価支援室　☎03－3344－8515

新刊書籍を発行しました！

当財団では毎年、福祉保健医療に関する書籍を発行しています。今年度発行した新刊書籍についてご紹介いたします。

2017年9月発行

新刊 医療から逃げない！ ケアマネジャーのための医療連携Q&A 応用

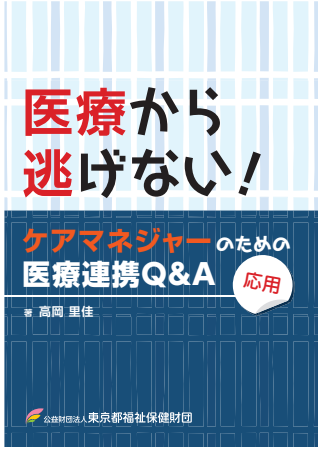

A5版／136頁　定価1,700円+税
ISBN978-4-902042-56-6

ご好評をいただいた入門編の発行から4年。各保険制度の改正により、医療と介護の連携はますます重要となり、ケアマネジャーが担う役割への期待はさらに高まっています。本書は入門編と同じく、医療連携を進める上で遭遇することが多いケースを挙げ、対応のポイントや押さえておくべき知識をQ&A形式で解説しています。

ステップアップを望むケアマネジャーの皆さんへのアドバイスと応援の書となっています。

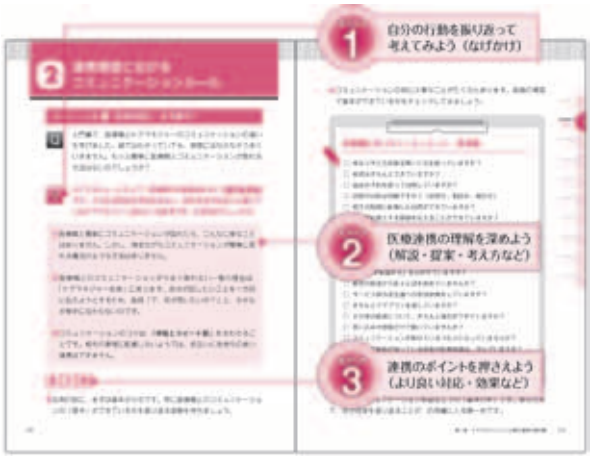

▼入門編はこちら！

2013年8月発行

医療から逃げない！ ケアマネジャーのための医療連携Q&A 入門

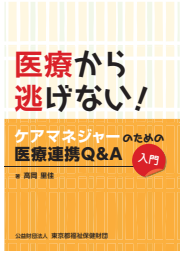

A5版／108頁　定価1,400円+税
ISBN978-4-902042-47-4

※ご購入にあたっては、当財団ホームページ内「出版物のご案内」をご覧ください。また、どちらの書店からも取り寄せの対応をしていただけます。

新刊発行記念講演会を開催しました

当財団では12月7日に「医療連携基本のき！～医療・介護連携って、むずかしいですか？～」と題した講演会を開催しました。

これは、新刊書籍「医療から逃げない！ケアマネジャーのための医療連携Q&A（応用）」の発行（9月発行）を記念して、著者である西東京市在宅療養連携支援センターにしのわセンター長の髙岡 里佳先生を講師にお迎えし、開催したものです。当日は、介護支援専門員をはじめとした医療・介護連携に興味をお持ちの方80名以上の参加がありました。

講演会では、平成30年度の介護保険法改正で深化・推進が図られる地域包括ケアシステムの重要な柱のひとつが医療・介護連携であること、暮らしの場の基本は在宅であること、在宅での暮らしを支えるために多職種協働が重要であるとのお話がありました。

また、医療・介護連携におけるコミュニケーションについて、まず基本的なポイントの解説があり、続いて双方の本音や業務の実情を紹介した上で、それぞれに事情や課題があるのはお互いさまであり、批判や否定からは対立しか生まれない、大切なことは対話である、とのお話がありました。

先生ご自身の経験を交えながらのお話は、出席者から「現場の経験の長さを実感できる説得力のある内容だった。」「ケアマネと他職種で立ち位置や見方が違うことを理解するのが大事だと思った。」「初めて末期がんの方を担当しているが、これから在宅に切り替えていくのでとても勉強になった。」「医療連携のハードルを高く感じていたが、もっと前向きの態度で取り組もうと感じた。」などの感想をいただき、大変好評でした。

当財団ではこれからも保健・医療・福祉関係者の皆さまにお役立ていただける書籍を発行してまいります。

福祉情報部　福祉情報室　出版担当
☎03－3344－8632

平成29年度　福祉用具・新製品展示説明会を開催します

当財団では、平成30年3月8日（木）、9日（金）に、「福祉用具・新製品展示説明会」を開催します。

本展示会は、福祉用具が利用者のニーズに対して適切に給付されることを目指し、普段試すことの少ない福祉用具新製品の展示を通じて、区市町村や都内施設等の職員が最新の福祉用具の知識の幅を広げることにより、地域住民及び利用者へのサービス向上に寄与することを目的としています。

毎年、福祉用具メーカーの方にご協力いただき、当財団の福祉用具実習室にも常設していない福祉用具や、試す機会の少ない新製品を展示しています。

今年度も、多くの機器を設置する予定です。日頃体験する機会のない福祉用具を見て、触れて、体験できる数少ない機会ですので、是非ご利用下さい。

▲昨年度の福祉用具・新製品展示会の様子

日時　平成30年3月8日（木）、9日（金）
時間　10：00～19：00（9日は17：00まで）
場所　東京都福祉保健財団　多目的室2
（研修室3、4、実習室に展示されている機器も併せてご覧いただけます。）
新宿区西新宿2-7-1　小田急第一生命ビル19階

福祉用具・新製品展示説明会についての詳細はホームページをご覧いただくか、当財団担当あてご連絡下さい。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

福祉情報部　福祉情報室　地域支援担当
☎03－3344－8514

受験資格の経過措置終了に伴い、平成30年度から受験資格要件が変わります！！

当財団では、東京都の指定試験実施機関として介護支援専門員実務研修受講試験を実施しています。（介護保険法第69条の27第1項）

平成30年度の受験資格

東京都が定める受験資格を満たした方は受験申込を行うことができます。

平成26年度に本試験の受験要件は、『保健・医療・福祉に係る法定資格保有者、または特別養護老人ホームの生活相談員等の相談援助業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者』とする見直しが行われました。変更前の受験資格については、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年経過措置が設けられました。経過措置終了後は次のように変更になります。

平成29年度まで
1 国家資格等に基づく業務に従事する者
2 相談援助業務に従事する者
3 介護等の業務に従事する者
※H27～H29は経過措置

○1は国家資格等を取得し、受験資格該当業務に5年かつ900日以上従事することで要件を満たす
○3は介護職員初任者研修課程等修了者等の介護職員も受験資格の対象

平成30年度以降
1 国家資格等に基づく業務に従事する者
2 相談援助業務に従事する者
※上記2は対象施設等が縮小されます。

○1は国家資格取得後に受験資格該当業務に5年かつ900日以上従事することで要件を満たす（資格取得前の期間・日数は含まない）
○介護職員初任者研修課程等修了者等の介護職員は対象外

平成30年度の省略受験

平成29年度まで省略受験の対象者であった方で、**経過措置内容の実務経験で資格審査を通過している場合（提出した実務経験証明書の中に、経過措置の実務経験が一部でも含まれている場合）**は、平成30年度は省略受験ではなく新規受験となり、再度、実務経験証明書の提出が必要となりますので、ご注意ください！

（例）平成30年度は新規受験となる対象者（省略受験不可）
〔下記例の場合、平成30年度に受験する場合は、介護福祉士登録日（平成24年4月15日）以降の期間（日数）で再度、実務経験（5年間かつ900日以上）を満たす必要があります（新規受験となります）。〕
○介護福祉士登録日：平成24年4月15日
○実務経験証明期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日
（勤務期間5年　勤務日数1225日）

※受験資格等の詳細は財団HPよりご確認ください！
http://www.fukushizaidan.jp/101caremanager/shiken.html

人材養成部　介護人材養成室
ケアマネ担当（試験）
☎03－3344－8512

ぶりっじ Vol.15
平成30年2月発行
編集・発行　公益財団法人東京都福祉保健財団
〒163－0718　東京都新宿区西新宿二丁目7番1号　小田急第一生命ビル18・19階
☎03－3344－8511（代）　経営部　経営企画室
ホームページ　http://www.fukushizaidan.jp/　東京都福祉保健財団　検索

「ぶりっじ」は、読者の皆様に、東京都福祉保健財団について知っていただき、より連携を深めていくための「架け橋」となるよう名付けました。